

# 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

《平成 30 年度～平成 39 年度》

平成 30 年 3 月

岩手・玉山環境組合



## 目 次

第1章 計画策定の基本的事項.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画目標年次.....	2
第3節 本計画の位置付け.....	2
1 他計画との関係.....	2
2 計画対象区域.....	3
3 計画の対象範囲.....	4
第2章 地域の概要.....	5
第1節 人口動態.....	5
1 人口及び世帯数の推移.....	5
2 年齢別人口.....	6
第2節 産業の動向.....	7
1 産業別事業所数及び従業者数の推移.....	7
第3章 ごみ処理基本計画.....	8
第1節 ごみ処理の現況及び課題.....	8
1 用語の定義.....	8
2 ごみ処理フロー.....	9
3 ごみ処理体制.....	10
4 ごみ処理の実績.....	13
5 前回計画の数値目標の検証.....	21
6 ごみ処理の課題.....	23
第2節 人口及びごみ総排出量の将来予測.....	24
1 人口の将来予測.....	24
2 ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）.....	25
第3節 ごみ処理基本計画の基本理念等.....	26
1 基本理念.....	26
2 基本方針.....	27
3 住民・事業者・行政の役割.....	27
4 数値目標.....	28
5 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）.....	29
第4節 個別計画.....	30
1 3R運動の促進.....	30
2 ごみ減量化の促進.....	30
3 適正なごみ処理事業の推進.....	31



## 第 1 章 計画策定の基本的事項

### 第 1 節 計画策定の趣旨

近年、人類存続の基盤である地球環境が損なわれるおそれがあり、物質的豊かさの追求や、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式に対する反省から、我が国の環境や地球環境を保全し、将来の世代に引き継ぐことが現在の世代の責務となっています。我が国の社会を環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会に変えていくとともに、地球環境保全のための取組を積極的に進めていくことが求められています。

環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や資源の有効な利用の促進に関する法律等が改正され、個別リサイクル法が制定されるなどの法整備がされてきました。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成に向けて、3Rの取組が推進され、環境と経済が両立した新たな経済システムを構築することが求められています。このことは社会の持続的発展の実現のためにも必要不可欠なものとされています。

岩手県においては、資源循環の推進やゼロエミッション化をはじめとする3Rの取組を図るなど、循環型社会形成を推進するための本県における基本計画として、平成 28 年 3 月に「第二次岩手県循環型社会形成推進計画（第四次岩手県廃棄物処理計画）」が策定されました。

ごみ処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 法律第 137 号以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため策定するものです。

岩手・玉山環境組合（以下、「本組合」という。）では、「住民・事業者・行政の連携による循環型社会の形成」を基本理念とし、平成 15 年度から平成 29 年度までの 15 年間の計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下、「前回計画」という。）を平成 15 年 1 月に改定しました。

前回計画は平成 14 年度に策定され、平成 15 年度を計画初年度とし、15 年間の計画期間で進められてきました。平成 29 年度が計画目標年度となることから、これまでの目標の達成状況等を検証し、社会経済情勢の変化やごみ処理の現状を踏まえ、計画を見直し改定するものです。

第2節 計画目標年次

本計画の計画期間は、平成30年度を初年度とする10年間とし、計画目標年次を平成39年度とします。

計画実施から5年後の平成34年度を中間目標年次に設定し、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。なお、計画期間中においても、社会情勢や経済状況の変動を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3節 本計画の位置付け

1 他計画との関係

本計画は、国による各種計画に基づき、県の計画や構成市町の上位計画を踏まえ、廃棄物処理法の規定に基づき、本組合の一般廃棄物処理等に関するマスタープランとして策定するものです。なお、本計画は、一般廃棄物のごみ処理に関する計画です。

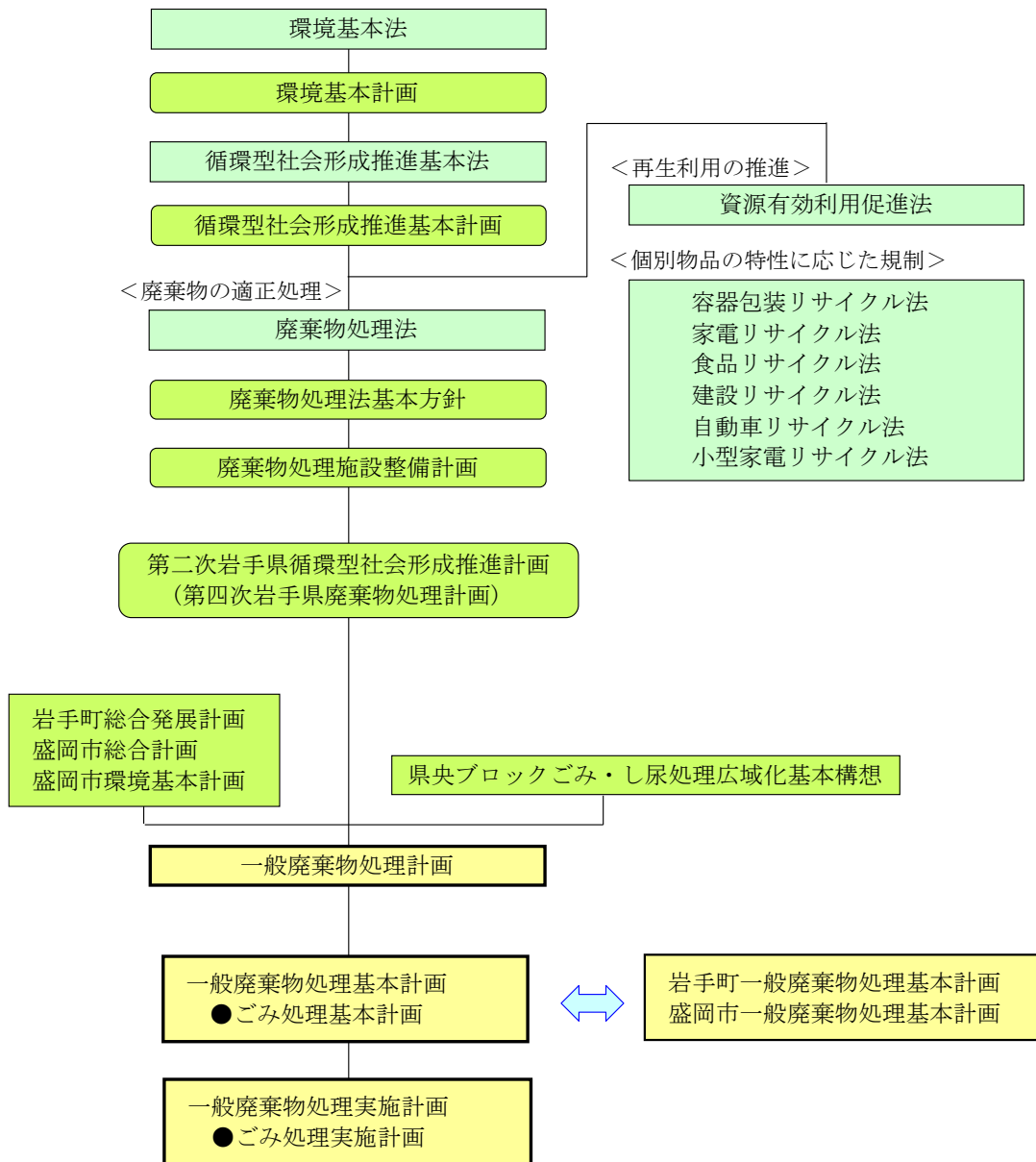


図1-1 本計画の位置付け

2 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、図1-2 に示す岩手町及び盛岡市玉山地域（以下、「本組合圏域」という。））」とします。本組合の役割は、表1-1 の区分に応じた項目となります。



図1-2 計画対象区域

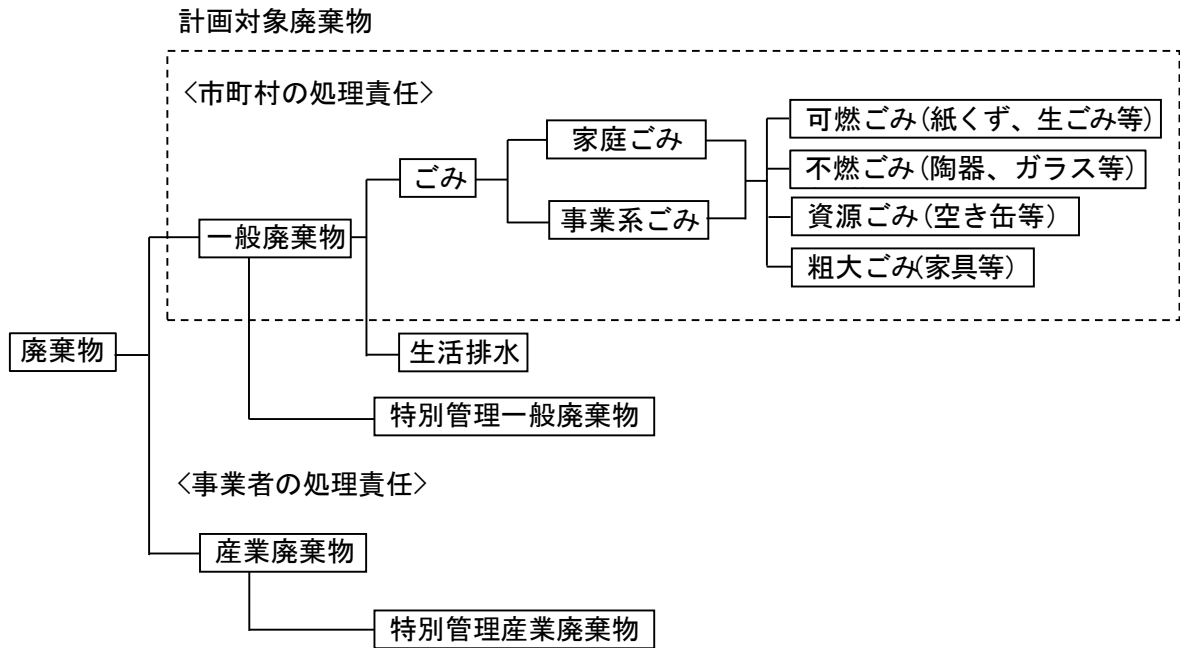
表1-1 本組合の役割

区 分		処理主体
本組合の役割	収集・運搬	岩手町、盛岡市
	焼却処理	岩手・玉山環境組合
	破碎処理	岩手・玉山環境組合
	資源化処理 <sup>注1</sup>	盛岡・紫波地区環境施設組合、 岩手・玉山環境組合
	最終処分	岩手町、盛岡市

注1 プラスチック製容器包装は、盛岡・紫波地区環境施設組合に中間処理を委託。

### 3 計画の対象範囲

廃棄物の区分を図1-3に示します。廃棄物は、大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。本計画の計画対象とする廃棄物は、本組合圏域で発生する一般廃棄物（ごみ）とします。



(参考：環境省ホームページ)

図1-3 廃棄物の区分



第2章 地域の概要

第1節 人口動態

1 人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移を表2-1、図2-1に示します。本組合圏域全体の人口は、前回計画の中間目標年度である平成22年から平成28年にかけて28,688人から26,068人へと2,620人(9.1%)減少し、一方、世帯数は9,438世帯から9,528世帯へと90世帯(1.0%)増加しています。

1世帯当たりの人員(世帯人員)は過去10年間で減少傾向にあり、平成28年は2.7人/世帯となっており、核家族化の進行や一人暮らし世帯の増加が要因と考えられます。

表2-1 人口及び世帯数の推移

年	岩手町		盛岡市玉山地域		組合圏域全体		
	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	人口(人)	世帯数(世帯)	世帯人員(人/世帯)
H19	16,485	5,347	13,251	4,080	29,736	9,427	3.2
H20	16,230	5,326	13,107	4,122	29,337	9,448	3.1
H21	16,012	5,372	13,018	4,173	29,030	9,545	3.0
H22	15,684	5,406	13,004	4,032	28,688	9,438	3.0
H23	15,417	5,396	12,854	4,041	28,271	9,437	3.0
H24	15,126	5,461	12,736	4,092	27,862	9,553	2.9
H25	14,862	5,466	12,604	4,121	27,466	9,587	2.9
H26	14,602	5,465	12,464	4,169	27,066	9,634	2.8
H27	14,270	5,457	12,151	4,047	26,421	9,504	2.8
H28	14,047	5,451	12,021	4,077	26,068	9,528	2.7

参考) 岩手町:住民基本台帳(外国人登録含む)に基づく人口。(各年12月31日現在)

盛岡市玉山地域:国勢調査人口に毎月の人口動態を加減し、盛岡市企画調整課にて算出した推計人口。(各年10月1日現在)

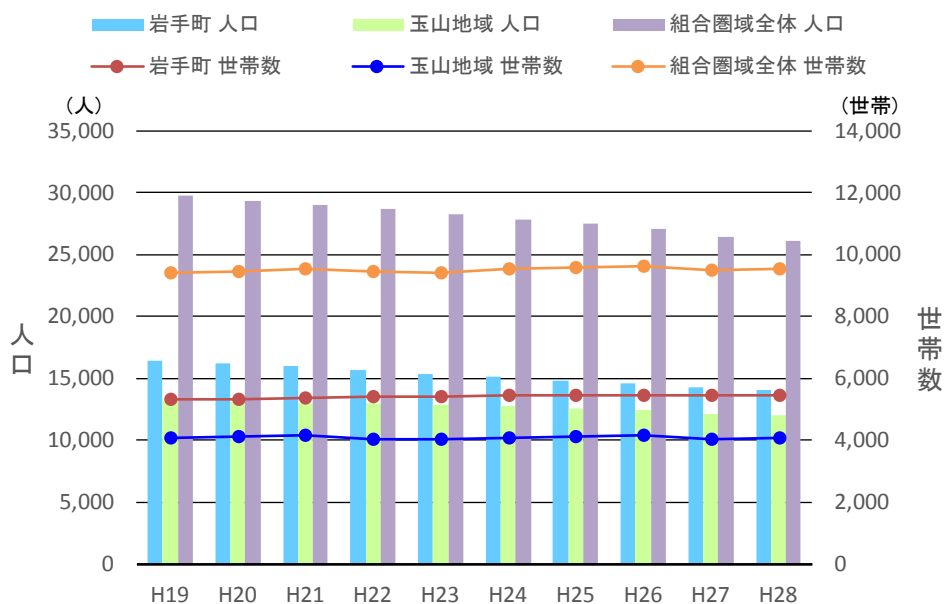


図2-1 人口及び世帯数の推移

2 年齢別人口

平成27年10月1日現在の年齢5歳階級別人口（割合）を表2-2、図2-2に示します。本組合圏域全体で、65歳以上の高齢者人口が占める割合は34.1%であるのに対し、15歳未満の若年層は10.7%となっており、高齢の世代が多いことがわかります。

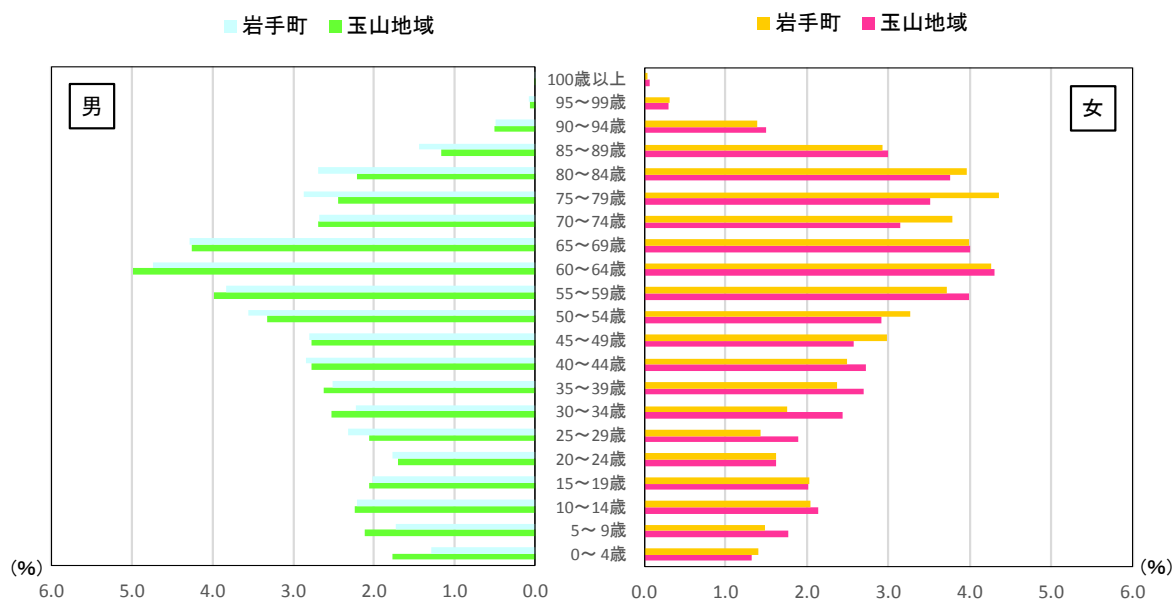
表2-2 人口の年齢別割合

年	岩手町		盛岡市玉山地域		組合圏域全体	
	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)	人口 (人)	割合 (%)
15歳未満	1,389	10.1	1,376	11.4	2,765	10.7
15～64歳	7,466	54.5	6,780	56.0	14,246	55.2
65歳以上	4,832	35.3	3,957	32.7	8,789	34.1

参考) 国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

注) 人口及び割合は、年齢不詳を含まない。

割合は、四捨五入の関係で 100.0% とならない場合がある。



参考) 国勢調査 (平成 27 年 10 月 1 日現在)

図2-2 年齢5歳階級別人口（割合）

第2節 産業の動向

1 産業別事業所数及び従業者数の推移

産業別事業所数及び従業者数の推移を表 2-3 及び図 2-3 に示します。本組合圏域全体の事業所数は、平成 21 年から平成 26 年までの 5 年間に 1,159 事業所から 1,083 事業所へと 6.6% の減少となっています。また、従業者数は、5 年間に 10,794 人から 10,303 人へと 4.5% の減少となっています。

産業別の事業所数は、平成 21 年から平成 26 年までの 5 年間に第 1 次産業が 4 事業所、第 2 次産業が 15 事業所、第 3 次産業が 57 事業所いずれも減少しています。また、従業者数は、第 2 次産業が 273 人、第 3 次産業が 298 人いずれも減少していますが、第 1 次産業は玉山地域で 93 人増加し、組合圏域全体でも 80 人の増加となっています。

表 2-3 産業別事業所数及び従業者数の推移

産業別	岩手町				盛岡市玉山地域				組合圏域全体			
	平成21年		平成26年		平成21年		平成26年		平成21年		平成26年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
全産業	625	5,280	565	4,695	534	5,514	518	5,608	1,159	10,794	1,083	10,303
農林漁業	21	350	23	337	32	405	26	498	53	755	49	835
第1次産業 合計	21	350	23	337	32	405	26	498	53	755	49	835
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	1	5	1	7	1	5	1	7
建設業	73	564	68	541	67	556	56	424	140	1,120	124	965
製造業	31	1,184	31	827	48	1,475	49	1,712	79	2,659	80	2,539
第2次産業 合計	104	1,748	99	1,368	116	2,036	106	2,143	220	3,784	205	3,511
電気・ガス・熱供給・水道業	4	21	4	19	2	6	1	1	6	27	5	20
情報通信業	2	2	1	1	1	2	1	3	3	4	2	4
運輸業、郵便業	17	167	11	127	22	300	19	240	39	467	30	367
卸売業、小売業	196	1,147	159	916	115	854	108	699	311	2,001	267	1,615
金融業、保険業	7	74	7	71	3	46	4	44	10	120	11	115
不動産業、物品賃貸業	11	29	11	16	32	70	30	47	43	99	41	63
学術研究、専門・技術サービス業	10	33	13	121	10	47	9	73	20	80	22	194
宿泊業、飲食サービス業	56	178	43	122	49	230	47	230	105	408	90	352
生活関連サービス業、娯楽業	73	267	61	228	42	104	48	151	115	371	109	379
教育、学習支援業	32	261	32	255	19	176	14	152	51	437	46	407
医療、福祉	46	558	52	686	38	745	53	820	84	1,303	105	1,506
複合サービス事業	6	44	6	44	9	46	9	48	15	90	15	92
サービス業(他に分類されないもの)	29	108	32	116	34	325	34	343	63	433	66	459
公務(他に分類されるものを除く)	11	293	11	268	10	122	9	116	21	415	20	384
第3次産業 合計	500	3,182	443	2,990	386	3,073	386	2,967	886	6,255	829	5,957

(参考：総務省統計局経済センサス)

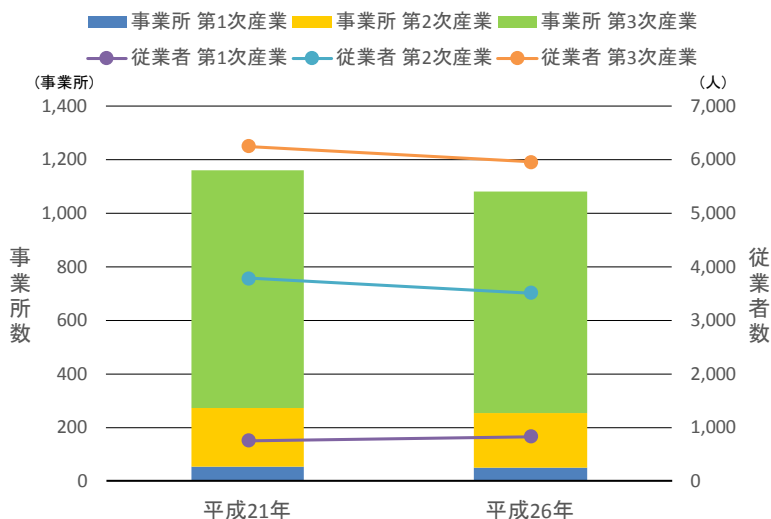


図 2-3 産業別事業所数及び従業者数の推移

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況及び課題

1 用語の定義

本計画における用語の定義を表3-1に示します。本計画では、家庭から排出されるごみを「家庭ごみ」、事業者から排出されるごみを「事業系ごみ」とします。

「家庭ごみ」は、「ごみ」と「資源」に区分し、「資源」は岩手町及び盛岡市が収集を行う「行政回収」と、町内の各地区や子ども会等が回収を行う「資源集団回収」とします。

なお、家庭において生ごみ堆肥化処理機等により自己処理されているものや、事業者自らによって処理されているものなどを「潜在ごみ」としますが、発生量の把握が困難なため、目標設定等の量には含めないものとします。

表3-1 用語の定義

区 分			各用語の範囲
ごみ	家庭ごみ	資源	資源集団回収 行政回収 ・プラスチック製容器包装 ・缶、びん、ペットボトル ・新聞、雑誌、段ボール ・雑がみ ・紙パック、白トイ ・衣類、小型家電 等
		ごみ	・可燃ごみ ・不燃ごみ ・危険ごみ ・粗大ごみ 等
	事業系ごみ		・可燃ごみ ・不燃ごみ ・粗大ごみ ・資源 等
	潜在ごみ(量の把握が困難なもの)		・生ごみ等の自己処理量 ・店舗等で回収する資源量 ・事業者による自己処理量

2 ごみ処理フロー

本組合におけるごみ処理の流れを図3-1に示します。可燃ごみは焼却施設にて焼却処理し、焼却残渣を最終処分場で埋立処分しています。

不燃ごみ、粗大ごみ及び危険ごみ（乾電池・蛍光管を除く）は、破碎処理施設や資源化処理施設にて処理し、回収した金属等の資源物は民間業者にて資源化し、可燃残渣は焼却施設にて焼却処理し、不燃残渣は最終処分場で埋立処分しています。

缶、びん、ペットボトル、紙パック、白トレイ等は資源化処理施設にて処理等をした後、民間業者にて資源化し、容器包装廃棄物は容器包装リサイクル協会を通じて民間業者にて資源化しています。

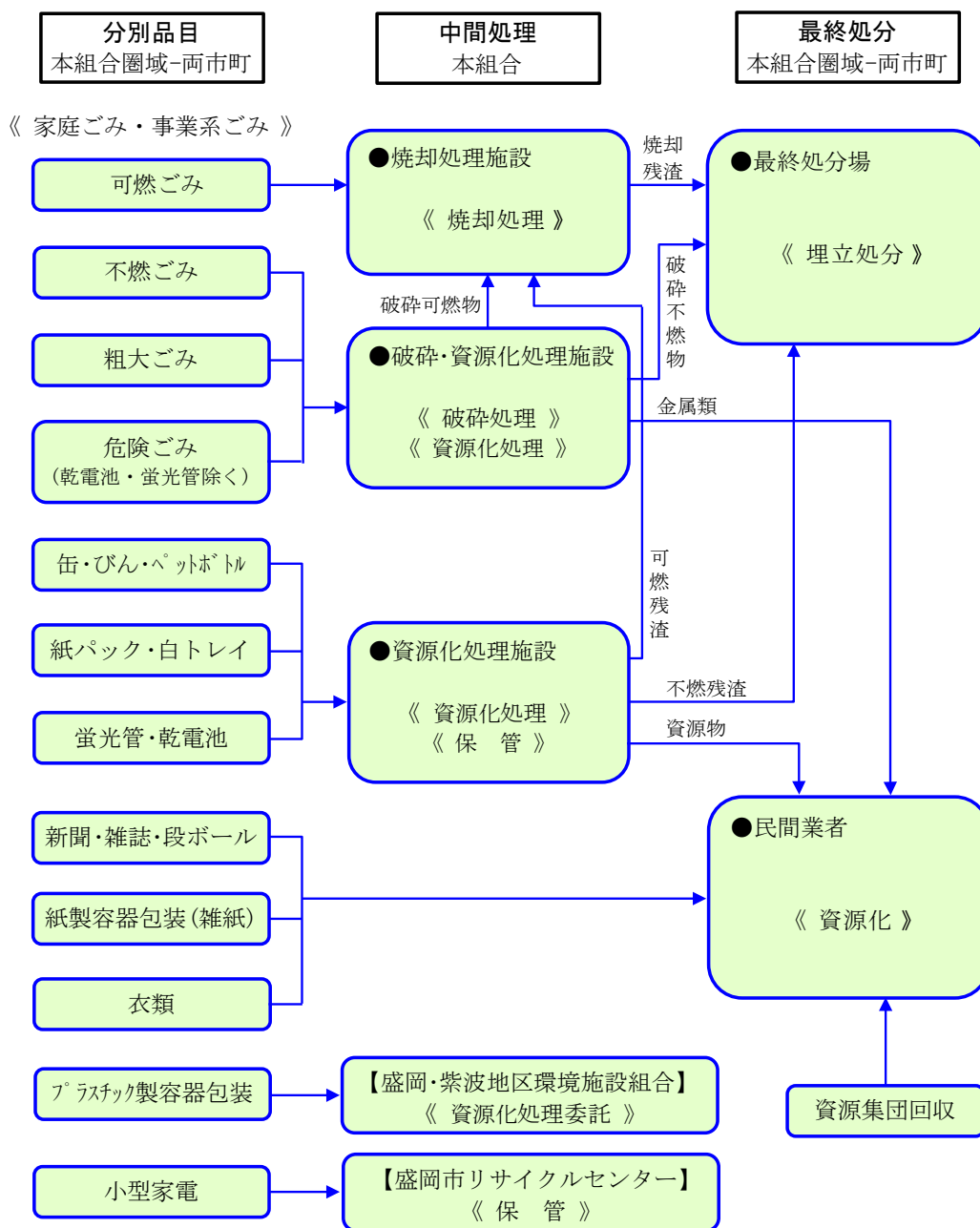


図3-1 ごみ処理の流れ

3 ごみ処理体制

(1) ごみ処理の区分及び収集方法

本組合圏域におけるごみ処理の区分、収集方法及び中間処理を表3-2(1)、(2)に示します。

岩手町では、平成26年9月から衣類、平成29年10月から雑がみの回収を開始し、盛岡市玉山地域では、平成27年4月から雑がみ、平成28年10月からプラスチック製容器包装の回収を開始しています。

家庭ごみの収集及び運搬（盛岡市玉山地域の小型家電を除く）は、岩手町、盛岡市玉山地域ともに委託する業者が行っています。

表3-2(1) ごみ処理の区分、収集方法及び中間処理（岩手町）

大別	分別の種類	内 容	収集頻度	収集方法	収集		中間 処理 (本組合)
					直営	委託	
可燃	燃えるごみ	生ごみ類、紙くず、木くず、 皮革ゴム類、プラスチック 類 等	週2回	地区ステーション方式		○	○
不燃	燃えない ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、 小型電化製品、小型家具 等	月1回	地区ステーション方式		○	○
	粗大ごみ	大型家具類、大型電化製品 (家電4品目を除く)、暖 房器具 等	年2回	拠点ステーション方式		○	○
	危険ごみ	ライター、スプレー缶、乾 電池、蛍光灯 等	月1回	拠点ステーション方式		○	○
資源	資源	新聞類、雑誌類、段ボール、 雑がみ	月2回	地区ステーション方式		○	○
		ペットボトル、紙パック、 白色トレイ	月1回	地区ステーション方式		○	○
		びん	月1回	地区ステーション方式		○	○
		缶	月1回	地区ステーション方式		○	○
		衣類	月1回	拠点ステーション方式		○	
	その他	小型家電	拠点に持ち込まれたものを収 集・運搬			○	

表 3-2(2) ごみ処理の区分、収集方法及び中間処理（盛岡市玉山地域）

大別	分別の種類	内 容	収集頻度	収集方法	収集		中間 処理 (本組合)
					直営	委託	
可燃	燃えるごみ	生ごみ類、紙くず、木くず、 皮革ゴム類、プラスチック 類 等	週 2 回	地区ステーション方式		○	○
不燃	燃えない ごみ	ガラス類、金属類、せとも の、小型家電製品 等	月 1 回	地区ステーション方式		○	○
	粗大ごみ	大型家具類、大型電化製品 (家電 4 品目を除く)、暖 房器具 等	3 ヶ月に 1 回	地区ステーション方式		○	○
	危険ごみ	ライター、スプレー缶、乾 電池、蛍光管 等	月 1 回	地区ステーション方式		○	○
資源	資源	缶、びん、ペットボトル	月 1～2 回	地区ステーション方式		○	○
		新聞類、雑誌類、段ボール、 雑がみ	月 1～2 回	地区ステーション方式		○	○
		紙パック、白色トレイ	月 1～2 回	地区ステーション方式		○	○
		プラスチック製容器包装	週 1 回	地区ステーション方式		○	
	その他	小型家電	月 1 回	拠点ステーション方式	○		

(2) 中間処理及び最終処分

中間処理施設及び最終処分場の概要を表3-3に、施設等位置図を図3-2に示します。

表3-3 中間処理施設及び最終処分場の概要

種別	施設名	処理区分	管理者	所在地	処理形態	処理能力	竣工年月
焼却施設	ごみ焼却施設	焼却	岩手・玉山環境組合	盛岡市寺林字平森	機械化バッチ燃焼式	28t/8h (14t/8h×2炉)	H9.3
不燃物・資源化処理施設	粗大ごみ処理施設	破碎	岩手・玉山環境組合	盛岡市寺林字平森	堅型回転式破碎処理	8t/5h	H9.3
	リサイクルセンター	資源化	岩手・玉山環境組合	盛岡市寺林字平森	手選別・機械選別併用処理	2.8t/5h	H12.3
最終処分場	岩手町一般廃棄物最終処分場	埋立	岩手町	岩手町大字五日市	セル&サンドイッチ方式	17,000 m <sup>3</sup>	H15.3
	盛岡市玉山廃棄物処分場	埋立	盛岡市	盛岡市門前寺字越戸	サンドイッチ方式	37,100 m <sup>3</sup>	H5.3



図3-2 施設等位置図



4 ごみ処理の実績

(1) ごみ総排出量の推移

本組合圏域内のごみ総排出量の推移を、表3-4及び図3-3に示します。岩手町のごみ総排出量は、過去10年で減少傾向にあり、平成19年度が4,574tでしたが平成28年度には4,097tとなっています。一方、玉山地域のごみ総排出量は、増減を繰り返しつつ増加傾向となっており、平成19年度が3,678tで平成28年度には3,752tとなっています。

本組合圏域全体では、増減を繰り返しつつほぼ横ばい傾向となっており、平成19年度が8,252tでしたが平成28年度には7,850tと402t（4.9%）減少しています。

表3-4 ごみ総排出量の推移

単位：t

年度	岩手町			盛岡市玉山地域			組合圏域全体		
	総排出量	家庭ごみ	事業系ごみ	総排出量	家庭ごみ	事業系ごみ	総排出量	家庭ごみ	事業系ごみ
H19	4,574	3,612	962	3,678	2,629	1,049	8,252	6,241	2,011
H20	4,412	3,575	837	3,711	2,610	1,101	8,123	6,185	1,938
H21	4,371	3,523	848	3,672	2,618	1,054	8,043	6,141	1,902
H22	4,275	3,380	895	3,639	2,597	1,042	7,914	5,977	1,937
H23	4,234	3,394	841	3,844	2,681	1,163	8,079	6,075	2,004
H24	4,270	3,499	771	3,788	2,661	1,127	8,058	6,160	1,897
H25	4,226	3,426	800	3,844	2,637	1,207	8,070	6,063	2,007
H26	4,169	3,400	769	3,874	2,687	1,187	8,043	6,087	1,956
H27	4,166	3,376	790	3,817	2,629	1,189	7,983	6,004	1,979
H28	4,097	3,333	764	3,752	2,527	1,225	7,850	5,861	1,989

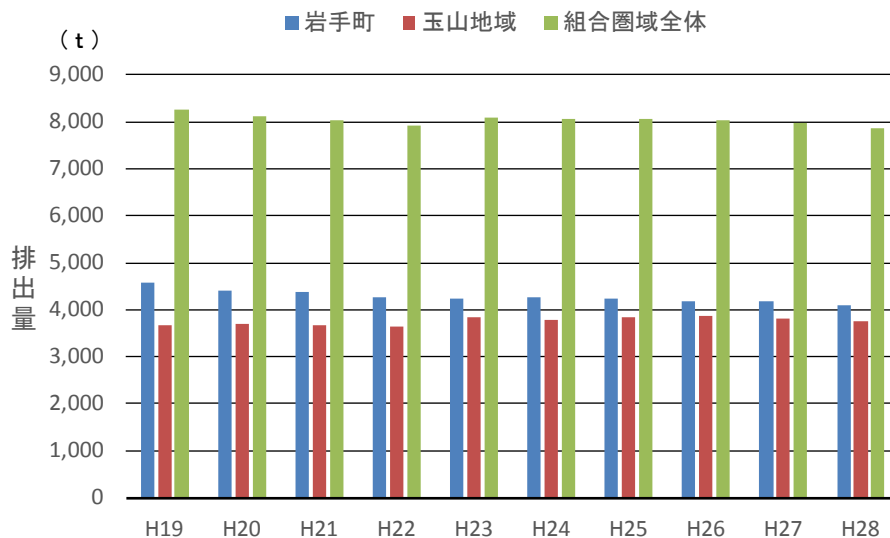


図3-3 ごみ総排出量の推移

(2) 家庭ごみ排出量の推移

本組合圏域内の家庭ごみ排出量の推移を、表 3-4 及び図 3-4 に示します。岩手町の排出量は、過去 10 年で減少傾向にあり、平成 19 年度が 3,612 t ですが平成 28 年度には 3,333 t となっています。一方、玉山地域の排出量は、増減を繰り返しつつやや増加傾向となっており、平成 19 年度が 2,629 t で平成 28 年度には 2,527 t となっています。

本組合圏域全体では、増減を繰り返しつつほぼ横ばい傾向となっており、平成 19 年度が 6,241 t ですが平成 28 年度には 5,861 t と 380 t (6.1%) 減少しています。

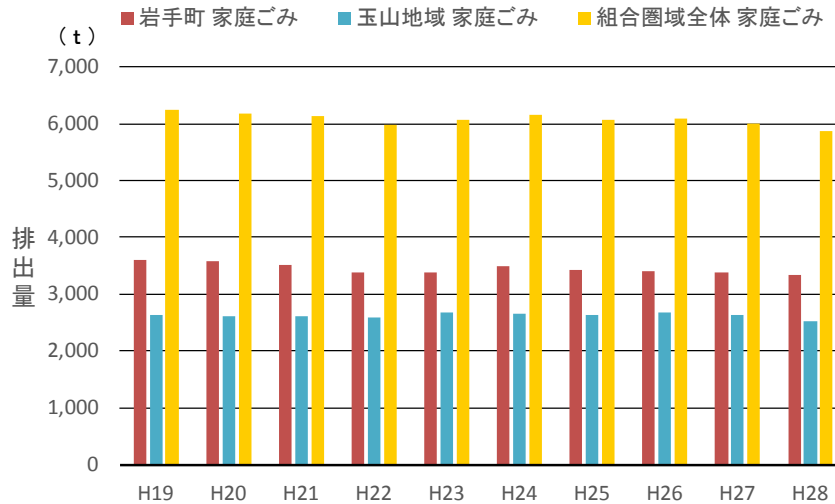


図 3-4 家庭ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量の推移

本組合圏域内の事業系ごみ排出量の推移を、表 3-4 及び図 3-5 に示します。岩手町の排出量は、過去 10 年で減少傾向にありますが、平成 24 年度以降はほぼ横ばいで推移し、平成 19 年度が 962 t で平成 28 年度は 764 t となっています。一方、玉山地域の排出量は、増減を繰り返しながら増加傾向となっていますが、平成 25 年度以降はほぼ横ばいで推移し、平成 19 年度が 1,049 t で平成 28 年度には 1,225 t となっています。

本組合圏域全体では、増減を繰り返しながらほぼ横ばいの傾向がみられ、平成 19 年度の 2,011 t に対し平成 28 年度は 1,989 t で 22 t (1.1%) 減少しています。

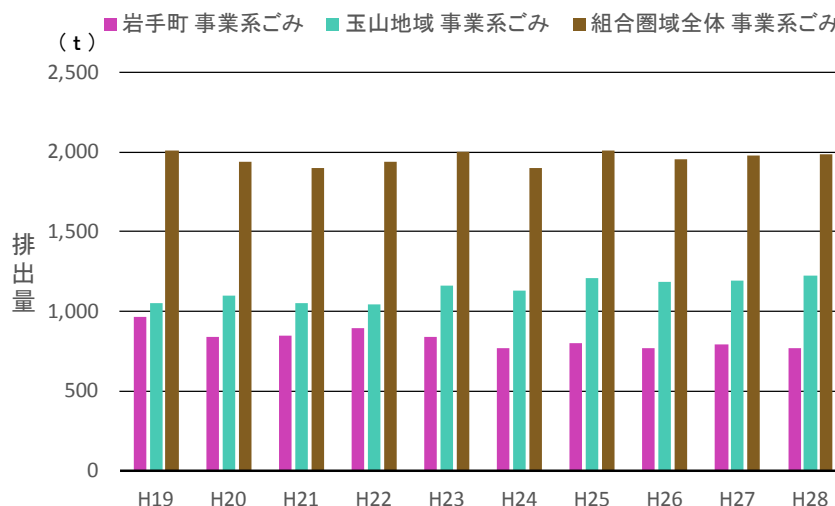


図 3-5 事業系ごみ排出量の推移

(4) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

本組合圏域内の1人1日当たりのごみ排出量の推移を、表3-5及び図3-6に示します。岩手町及び玉山地域のごみ排出量は、平成22～23年度まではほぼ横ばい傾向でしたが、その後増加傾向となっています。本組合圏域全体では、平成23年度以降増加傾向となり、平成28年度は807g/人・日となっています。

家庭ごみの排出量は、岩手町は増加傾向にあり、玉山地域も増加傾向にありましたが、平成27年度以降減少に転じています。本組合圏域全体では、増加傾向で推移していましたが、平成28年度は減少に転じ517g/人・日となっています。

事業系ごみの排出量は、岩手町はほぼ横ばい傾向にあり、玉山地域は増加傾向にあります。本組合圏域全体では、増加傾向で推移しており、平成28年度は203g/人・日となっています。

表3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

単位:g/人・日

年度	岩手町			盛岡市玉山地域			組合圏域全体		
	排出量	家庭ごみ (資源を除く)	事業系ごみ (資源を除く)	排出量	家庭ごみ (資源を除く)	事業系ごみ (資源を除く)	排出量	家庭ごみ (資源を除く)	事業系ごみ (資源を除く)
H19	751	492	153	736	444	210	744	471	178
H20	735	496	135	752	446	222	743	474	174
H21	739	495	139	751	454	213	744	476	172
H22	740	492	151	743	451	212	741	474	178
H23	742	506	144	797	474	239	767	491	187
H24	759	526	134	794	479	235	775	505	181
H25	766	526	141	815	487	255	788	508	193
H26	767	533	138	828	509	253	795	522	191
H27	787	547	146	836	503	261	809	527	199
H28	787	550	144	831	478	272	807	517	203

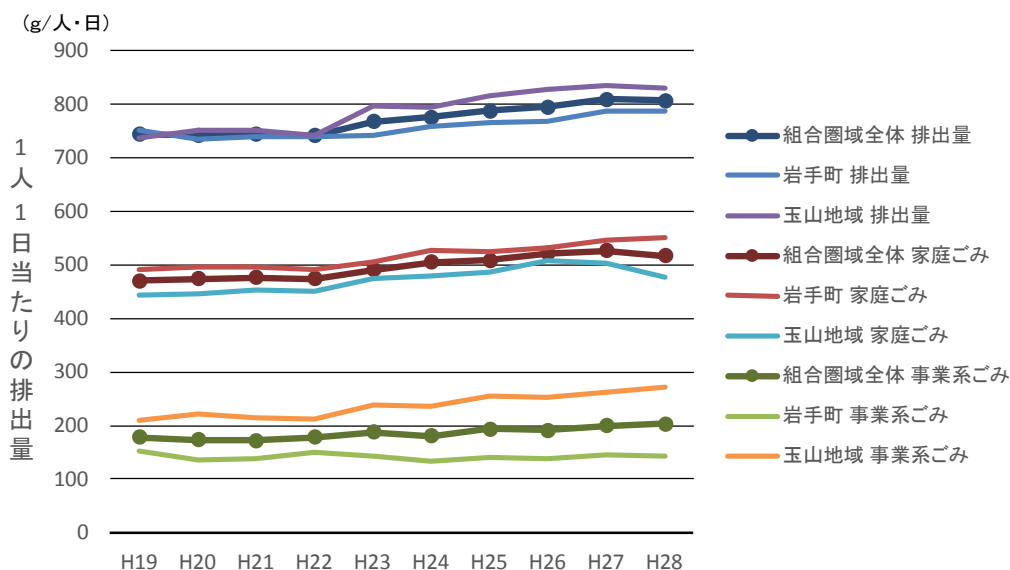


図3-6 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(5) ごみ質の組成分析結果

平成24年度から平成28年度までのごみ質の組成分析結果を表3-6に示します。

種類組成は、紙・布類が最も多く46.4%を占め、次いでビニール・ゴム類が29.9%、厨芥類が12.9%の順となっています。

また、ごみ中の可燃分は48.0%、水分が47.2%、灰分が4.8%となっています。低位発熱量（計算値）は、7,844 kJ/kgです。

表3-6 ごみ質の組成等（乾ベース）

年度 採取日	平成24年度				平成25年度				平成26年度				
	5/11	9/14	11/14	2/5	5/20	8/22	11/12	2/18	5/12	8/25	11/10	2/19	
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )	94	176	162	122	122	176	144	151	211	191	136	127	
種類組成	紙・布類 (%)	44.69	59.42	56.28	55.18	44.75	54.88	54.07	40.80	50.12	53.83	61.21	50.28
	ビニール・ゴム類 (%)	28.53	23.66	11.50	25.03	38.39	23.80	28.70	30.30	21.90	22.95	21.75	22.65
	木・竹・わら類 (%)	1.44	4.46	21.34	0.65	1.77	6.54	2.61	1.16	0.75	2.34	2.29	9.09
	厨芥類 (%)	22.71	9.90	4.54	13.00	9.49	12.94	12.76	19.63	22.66	14.74	11.66	14.52
	不燃物 (%)	1.05	1.19	1.33	5.36	4.59	0.52	0.25	5.38	1.85	4.58	1.33	2.35
	その他 (%)	1.58	1.37	5.01	0.78	1.01	1.32	1.61	2.73	2.72	1.56	1.76	1.11
三成分	水分 (%)	47.18	53.10	44.60	54.58	45.67	46.09	39.76	45.04	44.55	53.18	39.68	49.15
	灰分 (%)	3.71	3.30	4.29	5.21	7.31	2.71	2.62	6.10	5.39	4.04	4.98	4.01
	可燃分 (%)	49.11	43.60	51.11	40.21	47.02	51.20	57.62	48.86	50.06	42.78	55.34	46.84
低位発熱量 (計算値)	(kJ/kg)	8,050	6,870	8,490	6,190	7,700	8,470	9,840	8,060	8,300	6,710	9,410	7,580
	(kcal/kg)	1,920	1,640	2,030	1,480	1,840	2,030	2,350	1,930	1,990	1,610	2,250	1,810

年度 採取日	平成27年度				平成28年度				平均値	最大値	最小値	
	5/25	8/31	11/27	2/25	5/18	8/26	11/21	2/23				
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )	125	173	228	178	218	194	169	96	160	228	94	
種類組成	紙・布類 (%)	48.35	55.85	41.34	28.87	39.71	17.61	35.80	35.52	46.4	61.2	17.6
	ビニール・ゴム類 (%)	38.45	25.41	27.33	39.42	29.29	56.29	31.12	52.25	29.9	56.3	11.5
	木・竹・わら類 (%)	2.12	5.83	11.07	1.23	4.54	17.76	25.46	0.14	6.1	25.5	0.1
	厨芥類 (%)	9.04	9.03	15.99	26.19	7.77	7.96	6.99	6.50	12.9	26.2	4.5
	不燃物 (%)	0.14	3.09	1.62	2.40	6.13	0.00	0.26	5.40	2.4	6.1	0.0
	その他 (%)	1.90	0.79	2.65	1.89	12.56	0.38	0.37	0.19	2.2	12.6	0.2
三成分	水分 (%)	35.22	43.53	48.24	52.58	46.21	58.06	57.19	41.08	47.2	58.1	35.2
	灰分 (%)	4.26	4.82	4.16	3.24	11.07	3.00	3.58	7.60	4.8	11.1	2.6
	可燃分 (%)	60.52	51.65	47.60	44.18	42.72	38.94	39.23	51.32	48.0	60.5	38.9
低位発熱量 (計算値)	(kJ/kg)	10,500	8,620	7,740	6,990	6,890	5,880	5,950	8,640	7,844	10,500	5,880
	(kcal/kg)	2,510	2,060	1,850	1,670	1,650	1,400	1,420	2,060	1,875	2,510	1,400

(6) 資源化量及びリサイクル率の推移

本組合圏域内の資源化量及びリサイクル率の推移を、表3-7及び図3-7に示します。

資源化量は、平成25年度以降減少傾向にありましたが、平成28年度に増加し1,082tとなっています。

リサイクル率は、資源化量と同様に平成25年度以降減少傾向でしたが、平成28年度に増加し13.8%となっています。

表3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

年度	中間処理後の資源化量 (t)	資源集団回収量 (t)	資源化量合計 (t)	リサイクル率 (%)
H19	1,137	174	1,311	15.9
H20	1,073	168	1,242	15.3
H21	1,084	157	1,240	15.4
H22	968	152	1,120	14.1
H23	963	164	1,127	14.0
H24	990	173	1,162	14.4
H25	937	168	1,105	13.7
H26	882	189	1,071	13.3
H27	862	178	1,040	13.0
H28	913	169	1,082	13.8

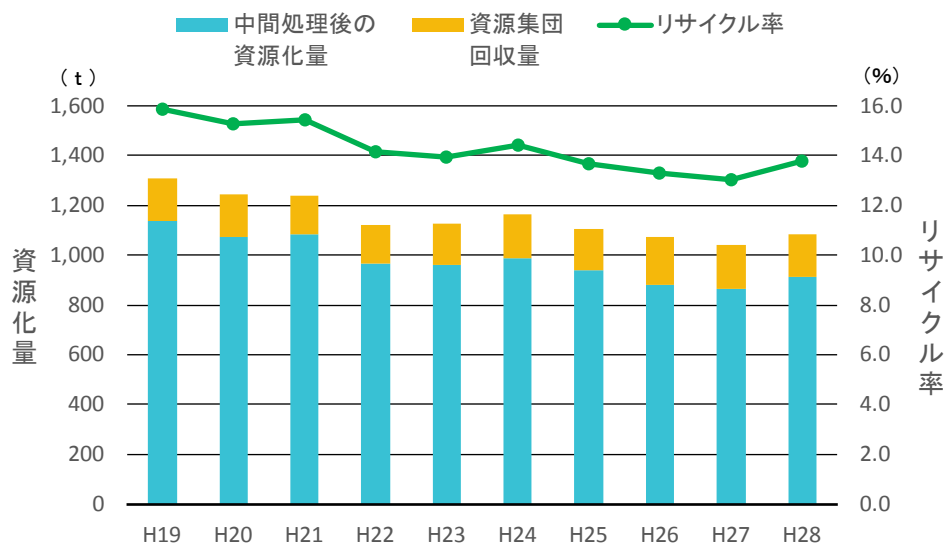


図3-7 資源化量及びリサイクル率の推移

(7) 焼却処理量の推移

本組合の中間処理施設における焼却処理量の推移を、表 3-8 及び図 3-8 に示します。

平成 19 年度からの焼却処理量は、6,100 t ～6,400 t 程度の範囲で増減を繰り返し、平成 28 年度の焼却処理量は、6,372 t でした。

表 3-8 焼却処理量の推移

年度	焼却処理量(t)	備 考
H19	6,158	—
H20	6,277	—
H21	6,238	—
H22	6,250	—
H23	6,104	—
H24	6,368	普代村災害ごみ受入
H25	6,100	岩手町・玉山区水害ごみ受入
H26	6,419	岩手町農林業系副産物受入(ほだ木)
H27	6,391	岩手町・玉山地域農林業系副産物受入(ほだ木)
H28	6,372	岩手町・玉山地域農林業系副産物受入(ほだ木・牧草)

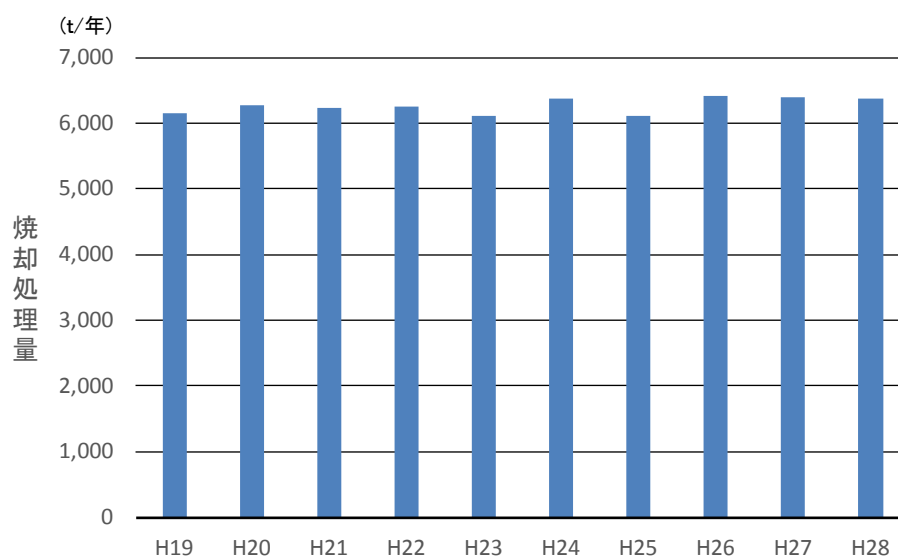


図 3-8 焼却処理量の推移

(8) 最終処分量の推移

本組合における最終処分量の推移を、表 3-9 及び図 3-9 に示します。

最終処分量は、平成 19 年度から増加傾向にありましたが、平成 25 年度以降は減少傾向となり、平成 28 年度は 908 t でした。平成 28 年度最終処分量の内訳は、焼却残渣が 588 t (64.7%) で最も多く、不燃物残渣が 168 t (18.4%)、灰固化物が 153 t (16.9%) となっています。

表 3-9 最終処分量の推移

単位：t

年度	焼却残渣	不燃物残渣	灰固化物	合計
H19	540	242	186	968
H20	541	241	188	970
H21	550	241	172	962
H22	575	231	158	964
H23	566	266	160	992
H24	683	190	160	1,033
H25	627	174	151	952
H26	594	165	158	917
H27	586	193	151	929
H28	588	168	153	908

注) 四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

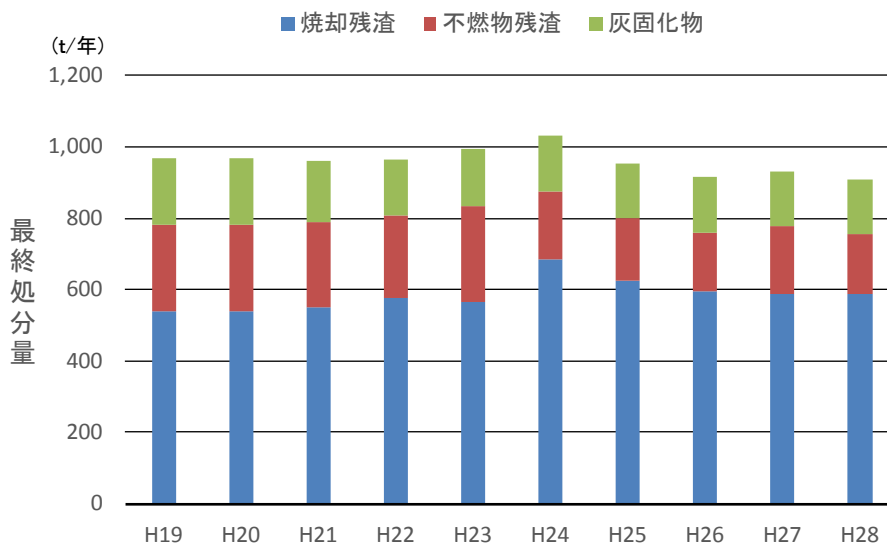


図 3-9 最終処分量の推移

(9) ごみ処理原価の推移

本組合におけるごみ処理原価等の推移を、表3-10及び図3-10に示します。

平成27年度のごみ1t当りの処理原価は、収集・運搬が26,799円/t、中間処理が16,620円/t、最終処分が44,692円/tで、最終処分に係る原価が最も高くなっています。また、住民1人当りの経費は、平成27年度で14,691円/人でした。

ごみ処理原価及び住民1人当りの経費は、平成26年度にいったん低下したものの、増加の傾向にあります。

表3-10 ごみ処理原価等の推移

年度	収集・運搬 (円/t)	中間処理 (円/t)	最終処分 (円/t)	1人当りの 経費 (円/人)
H24	24,011	13,286	35,976	12,120
H25	33,137	21,670	55,588	18,030
H26	25,316	13,380	47,632	13,113
H27	26,799	16,620	44,692	14,691

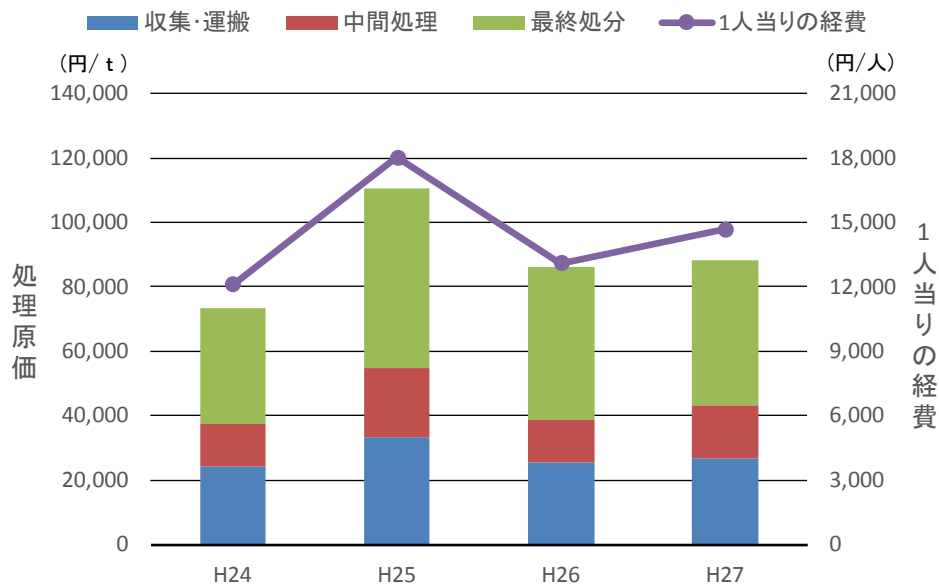


図3-10 ごみ処理原価等の推移



## 5 前回計画の数値目標の検証

## (1) 前回計画の数値目標の達成状況

前回計画の目標達成状況を表 3-11 に示します。前回計画で中間目標年度とした平成 22 年度の実績値は、排出抑制（1 人 1 日当たりのごみ排出量）と再生利用（リサイクル率）の目標値を達成していない状況です。なお、最終処分（最終処分量）の目標値については、十分達成しています。

前回計画の目標年度は平成 29 年度ですが、平成 28 年度の実績値をみた場合、排出抑制（1 人 1 日当たりのごみ排出量）と再生利用（リサイクル率）の目標値達成が厳しい状況となっています。

表 3-11 前回計画の目標達成状況

指 標		前回計画の目標値	平成 22 年度実績値 (中間目標年度)	平成 28 年度実績値
排出抑制	1 人 1 日当たり のごみ排出量	617 g/人・日 (平成 13 年度値)	741 g/人・日 [20.1%増]	807 g/人・日 [30.8%増]
再生利用	リサイクル率	24%	14.1% [-9.9%]	13.8% [-10.2%]
最終処分	最終処分量	1,034 t (平成 9 年度の 1,724 t から 40% 削減)	964 t (平成 9 年度の 1,724 t から 44.1% 削減)	908 t (平成 9 年度の 1,724 t から 47.3% 削減)

## (2) 前回計画における施策等

前回計画における目標達成のための施策は表 3-12 に示すとおりです。前回計画では、循環型社会形成のため「排出抑制」、「再生利用」及び「最終処分」に係る目標値を定め、種々の施策に取り組んできました。

しかしながら、「排出抑制」と「再生利用」については、中間目標年度の平成 22 年度で目標値の達成に至らず、目標年度の平成 29 年度も達成が厳しい状況です。

今後は、「最終処分」に係る施策を継続するとともに、「排出抑制」と「再生利用」に係る施策の継続・強化や新たな施策の展開が求められるところです。

表 3-12 前回計画における施策

施 策
<p>1. 分別収集及び資源回収の徹底</p> <p>① 現行のごみ分別区分を継続し、容器包装ごみ及び資源ごみを明確化する。</p> <p>② 広報等により、ごみの減量や自己処理努力の呼びかけを行う。</p> <p>③ 両市町主催の施設見学会、ごみ問題講演会等へ積極的に参加するとともに、学校教育の場でごみ問題の重要性を訴える。</p> <p>④ 両市町の協力のもと、集団回収への協力呼びかけと、生ごみ処理容器普及のPRを行う。</p> <p>⑤ ごみの収集、処理・処分に係る費用分析を行い、事業系ごみの処理手数料の見直し、家庭ごみの有料化について両市町と協議・検討する。</p> <p>⑥ 両市町の協力のもと、流通業者への過剰包装自粛、リサイクル容器の採用等、住民への買物かご持参運動等の呼びかけを行う。</p>
<p>2. 資源集団回収運動の継続</p> <p>① 各種団体、地域団体等の資源集団回収運動に対してより一層積極的な側面援助を行い、ごみの減量と資源化を促進することができるよう可能な限りの協力を行う。</p> <p>② 現行の資源集団回収運動を維持させるとともに、登録団体の拡大と育成を行い、住民のごみ処理問題に対する意識の高揚を図る。</p> <p>③ 資源回収業者が引き取りを行わなくなりつつある雑誌類、びん類についても“ごみは資源である”の考え方を普及推進させるとともに、資源ごみ回収品目の継続を検討する。</p>
<p>3. ごみ収集・運搬計画</p> <p>家庭ごみの収集については、保健衛生とサービスの基準を定め、信頼性の高い効率的なシステムを確立するとともに、ごみ処理施設が安定して稼働し、十分な機能を発揮するための分別方式、輸送システム、機材等について検討し、最適な収集・運搬システムを確立できるよう両市町と協議する。</p>
<p>4. 分別・排出方法</p> <p>① 分別排出の強化及び指導の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃事業の現場見学会等を通して、分別の必要性に対する住民の理解を深めてもらう。</li> <li>・排出容器は袋収集を原則とするが、地域及び分別収集品目に応じ、収集・運搬の効率化・合理化を勘案し、最適な方法を検討する。</li> <li>・現行の分別区分を維持するものとするが、区分の変更が生じる場合は、両市町と十分に協議して変更するものとする。</li> </ul> <p>② 事業系一般廃棄物の適正排出の指導</p> <p>小規模店舗や店舗併用住宅等に対する排出指導がゆきとどかない等の問題が見受けられるため、適正分別の指導を継続して行く。</p> <p>③ 適正処理困難物対策の確立</p> <p>安全管理上、組合等が受け入れていない危険物・適正処理困難物の排出を両市町を通じて厳しく指導するとともに、それが不法投棄につながらないように、行政として製造者や販売店に積極的に働きかけ、処分ルートを明確にする。</p> <p>④ 複合新素材に対応した分別ごみの内容の見直し</p> <p>近年、ごみの種類の多様化や、複合新素材製品が増大している現状にあり、今後も次々と開発・流通が予想される新素材に対応するため、業者とも連携を図り、これらの新素材について整理し、その分別方法を検討する。</p>
<p>5. 排出場所（ステーション配置等）</p> <p>現行のステーション配置を維持しつつ、分別収集体制の再構築、人口の増減や交通量の増大に対応して両市町と協議を行い、適宜見直しを行っていく必要がある。</p>
<p>6. 収集頻度</p> <p>分別収集が効率的・合理的に運営されるよう考慮し、今後も住民の要望に耳を傾け、適宜検討を行っていくよう両市町に働きかける。</p>

## 6 ごみ処理の課題

### (1) ごみの排出抑制・減量化について

- ・家庭ごみは、その排出量は微減傾向にありますが、ごみ排出量に占める割合が大きく、1人1日当たりの排出量が増加傾向にあることから、さらに減量対策を推進していく必要があります。
- ・可燃ごみ中の水分の重量割合は、全体の半分近くを占めており、排出前の水切り等の減量化意識の啓発活動を推進していく必要があります。
- ・住民や事業者に対して、ごみの排出抑制、減量化等についての情報提供を行うとともに、3R行動の普及・啓発活動を推進していく必要があります。

### (2) ごみの資源化について

- ・可燃ごみに占める割合が多い紙・布類やビニール・ゴム類には、資源化可能なものがまだ多く含まれており、適正な分別の啓発活動を推進していく必要があります。
- ・資源集団回収活動の継続と活発化を促進していく必要があります。
- ・ごみ問題に対する住民の関心や意識向上を図るため、講演会、イベント、環境教育等の拡充を推進していく必要があります。

### (3) ごみの適正処理について

#### ① 収集・運搬

住民のニーズに対応した効率的な収集・運搬体制の整備や検討を、今後も両市町と連携して進めていく必要があります。

#### ② 中間処理

ごみ焼却施設（平成9年竣工）、粗大ごみ処理施設（平成9年竣工）及びリサイクルセンター（平成12年竣工）の各施設は、竣工から20年前後経過しており、施設の老朽化が進行している状況です。そのため、施設修繕費の増加や、処理効率の低下等の影響が生じており、ごみ処理広域化の方針を踏まえつつ、適正な維持管理を継続する必要があります。

#### ③ 最終処分

岩手町並びに盛岡市玉山地域の一般廃棄物最終処分場にはいずれも埋立残余容量に限りがあり、両市町と連携して排出されるごみの減量化・資源化を促進し、最終処分量の低減を図っていく必要があります。

第2節 人口及びごみ総排出量の将来予測

1 人口の将来予測

本組合圏域内の人口の将来予測を表3-13及び図3-11に示します。本組合圏域内の人口は、中間目標年度の平成34年度には23,822人（平成28年度比：8.6%減）、計画目標年度の平成39年度には21,957人（平成28年度比：15.8%減）となると予測されます。

表3-13 人口の将来予測

単位:人

年度		岩手町	盛岡市 玉山地域	組合圏域全体
実績	H24	15,126	12,736	27,862
	H25	14,862	12,604	27,466
	H26	14,602	12,464	27,066
	H27	14,270	12,151	26,421
	H28	14,047	12,021	26,068
推計	H29	13,597	12,020	25,617
	H30	13,301	11,966	25,267
	H31	13,001	11,912	24,913
	H32	12,699	11,858	24,557
	H33	12,403	11,788	24,191
	H34	12,105	11,717	23,822
	H35	11,807	11,647	23,454
	H36	11,510	11,576	23,086
	H37	11,212	11,506	22,717
	H38	10,914	11,423	22,337
	H39	10,616	11,341	21,957

注) 岩手町の人口は、岩手町一般廃棄物処理基本計画（平成29年3月）の数値を用い、計画に示されていない年度については直線的に推移するものとして推計した。盛岡市玉山地域の人口は、盛岡市人口ビジョン（平成29年3月）の数値を用い、計画に示されていない年度については直線的に推移するものとして推計し、玉山地域の人口比率を乗じて求めた。

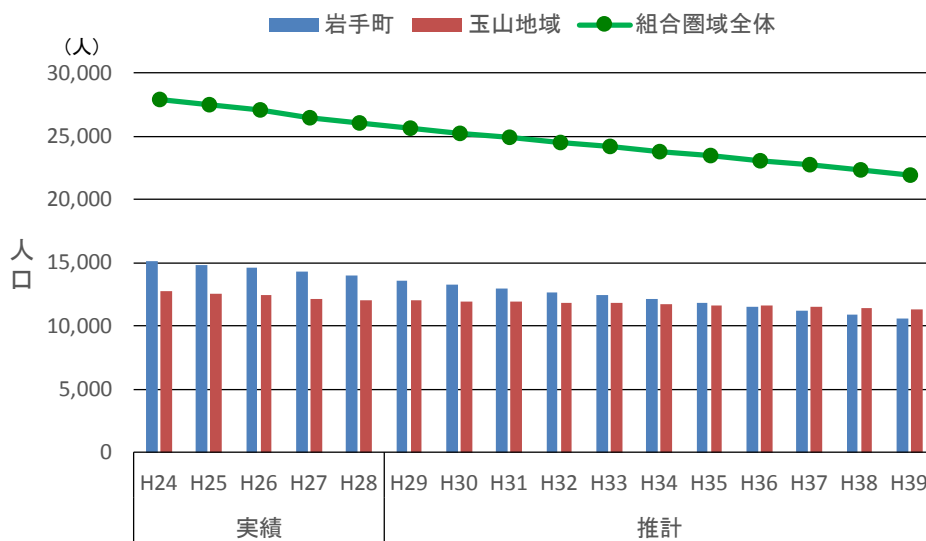


図3-11 人口の将来予測

2 ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

本組合圏域内のごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）を表3-14及び図3-12に示します。ごみ総排出量は、中間目標年度の平成34年度には7,538t/年（平成28年度比：4.0%減）、計画目標年度の平成39年度には7,278t/年（平成28年度比：7.3%減）となると予測されます。

表3-14 ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

		単位: t/年		
年度		岩手町	盛岡市 玉山地域	組合圏域全体
実績	H24	4,270	3,788	8,058
	H25	4,226	3,844	8,070
	H26	4,169	3,874	8,043
	H27	4,166	3,817	7,983
	H28	4,097	3,752	7,850
推計	H29	4,054	3,743	7,798
	H30	4,011	3,735	7,746
	H31	3,968	3,726	7,694
	H32	3,925	3,717	7,642
	H33	3,882	3,708	7,590
	H34	3,839	3,699	7,538
	H35	3,796	3,690	7,486
	H36	3,753	3,681	7,434
	H37	3,710	3,673	7,382
	H38	3,666	3,664	7,330
	H39	3,623	3,655	7,278

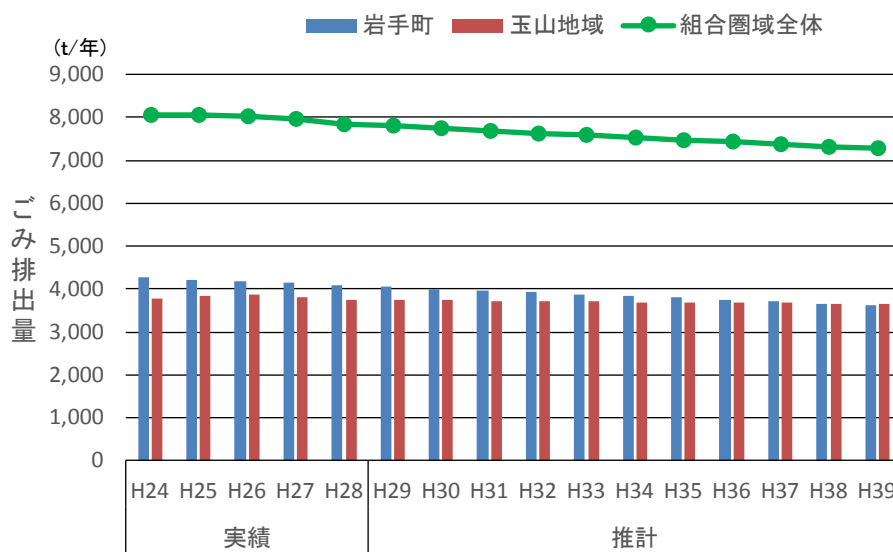


図3-12 ごみ総排出量の将来予測（現状のまま推移した場合）

第3節 ごみ処理基本計画の基本理念等

1 基本理念

前回計画では、住民・事業者・行政が担うそれぞれの責務を明確にし、今日抱えている様々な問題に対して三者が連携して取り組み、本組合における循環型社会の形成を目指すとして、基本理念を「**住民・事業者・行政の連携による循環型社会の形成**」としました。

これまで、資源の大量消費・大量生産・大量廃棄型の生活による資源の枯渇や廃棄物問題への反省から、循環型社会の形成が図られ、様々な取り組みがされてきました。今後においても、住民・事業者・行政の協働により、ごみの発生・排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rへの取り組みを促進するとともに、効率的なごみ処理を推進することにより、循環型社会を形成し、資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することが求められています。

このような状況や、表3-15に示した構成市町が掲げる基本理念も勘案し、本計画においては「**住民・事業者・行政の連携による循環型社会形成とごみ減量化の促進**」を基本理念に掲げることとします。

基本理念

**住民・事業者・行政の連携による  
循環型社会形成とごみ減量化の促進**

表3-15 構成市町が掲げる基本理念

市町	基本理念等	
岩手町	上位計画	岩手町総合発展計画（計画期間：平成23～32年度）
	施策の大綱	1 やさしさと連携による医療・保健・福祉の充実 2 活力と安心を創造する産業振興 3 子どもが輝き、大人がともに学びともに楽しむ教育・文化・スポーツの推進 4 機能的連携を促進する社会基盤の整備 5 安全で快適な生活環境の整備
	一般廃棄物処理基本計画の基本理念： <b>循環型社会の促進とごみの減量化促進</b>	
盛岡市	上位計画	盛岡市環境基本計画〔第二次〕（計画期間：平成23～32年度）
	目指す環境像	1 健康で安全に生活できるまち 2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち 3 快適で心豊かに暮らせるまち 4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち 5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち
	一般廃棄物処理基本計画の基本理念： <b>資源を大切に地球環境の保全に貢献する</b>	

## 2 基本方針

基本理念に基づき、次の3つの基本方針を掲げます。

### 基本方針1 3R運動の促進

住民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たし、相互に連携して行動することにより、3R〔排出抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）〕運動を促進し、循環型地域社会の形成を目指します。

### 基本方針2 ごみ減量化の促進

住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、環境に配慮した高い意識を持って行動することにより、ごみの発生・排出をできる限り減らすごみの減量化を目指します。

### 基本方針3 適正なごみ処理事業の推進

効率的な収集・運搬の実施、中間処理施設の適正な運転管理や維持管理の実施、並びに最終処分場の適正な維持管理と適正処理の実施を促進します。

## 3 住民・事業者・行政の役割

本計画の基本理念である「住民・事業者・行政の連携による循環型社会形成とごみ減量化の促進」を実現するためには、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、連携して取り組む必要があります。

各施策を達成するためのそれぞれの役割を表3-16に示します。

表3-16 住民・事業者・行政の各役割

主体	役割
住民	住民は、ごみの減量化・資源化や環境問題に関心を持ち、ごみ処理に関する理解を深め、ごみの発生抑制や3R行動を実践するライフスタイルへの転換を図るとともに、行政や地域住民等との連携・協力を積極的に行うことが求められます。
事業者	事業者は、生産・加工・流通・販売・排出等の事業活動における全ての過程において、廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用に努め、環境に配慮した取り組みが求められます。 また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは、自己の責任において適正に処理することが求められます。
行政	行政は、住民や事業者のごみの減量化・資源化・環境問題への関心を高め、具体的な行動を促進するために、普及啓発、情報提供、環境学習等により3R運動を促進します。 また、分別収集の推進や収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用を促進するとともに、やむを得ず発生するごみについては、適正処理を行います。

## 4 数値目標

基本方針に基づく各種施策の進捗状況を定量的に把握・評価するため、ごみの減量化等に関する数値目標を表3-17のとおり設定します。

平成28年度を基準年度として、その実績値に対する各目標年度の数値目標を設定しています。住民1人1日当たりのごみ排出量と最終処分量は、中間目標年度の平成34年度で5%削減、計画目標年度の平成39年度で10%削減を目指します。

また、リサイクル率は、岩手県の計画目標値20.6%に準じて、21.0%を目指します。

表3-17 数値目標

目標項目		基準年度 平成28年度	中間目標年度 平成34年度	計画目標年度 平成39年度
住民1人 1日当たり	ごみ排出量	720 g	[ 5% (36 g) 削減] 684 g	[ 10% (72 g) 削減] 648 g
	家庭ごみ排出量	517 g	[ 5% (26 g) 削減] 491 g	[ 10% (52 g) 削減] 465 g
	事業系ごみ排出量	203 g	[ 5% (10 g) 削減] 193 g	[ 10% (20 g) 削減] 183 g
リサイクル率 (資源化率)		13.8 %	21.0 %	21.0 %
最終処分量		908 t/年	[ 5% (45 t) 削減] 863 t/年	[ 10% (91 t) 削減] 817 t/年

注) 排出量は資源を除く。



5 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

数値目標を達成した場合のごみ総排出量の推移を表3-18及び図3-13に示します。

ごみ総排出量は中間目標年度の平成34年度には6,860t/年（平成28年度比：12.6%減）、計画目標年度の平成39年度には6,035t/年（平成28年度比：23.1%減）になると予測されます。

表3-18 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

単位：t/年

年度		家庭ごみ	事業系ごみ	総排出量
実績	H24	6,160	1,897	8,058
	H25	6,063	2,007	8,070
	H26	6,087	1,956	8,043
	H27	6,004	1,979	7,983
	H28	5,861	1,989	7,850
推計	H29	5,719	1,939	7,658
	H30	5,601	1,897	7,498
	H31	5,483	1,855	7,338
	H32	5,366	1,814	7,180
	H33	5,248	1,772	7,019
	H34	5,130	1,730	6,860
	H35	5,006	1,686	6,693
	H36	4,884	1,643	6,527
	H37	4,763	1,600	6,363
	H38	4,641	1,557	6,198
	H39	4,520	1,515	6,035

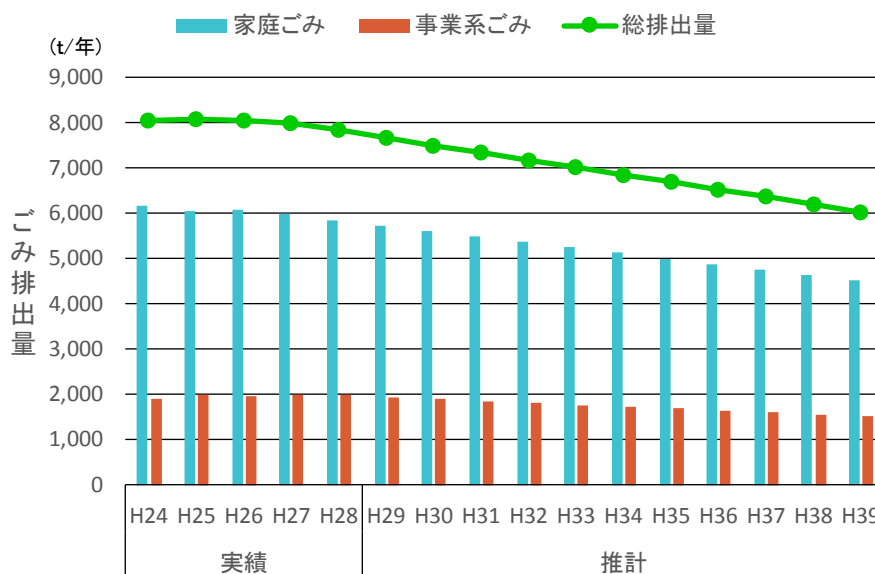


図3-13 ごみ総排出量の将来予測（数値目標を達成した場合）

## 第4節 個別計画

### 1 3R運動の促進

#### (1) 住民の3R行動の促進

##### ① 住民への情報提供と啓発活動

住民に対して3R行動に関する情報を提供し、実践する内容や取り組む意義などの理解を深めてもらうとともに、具体的な行動を促すように啓発活動を行います。

##### ② 講演会、環境学習等の実施

施設見学会、ごみ問題講演会、学校での環境教育等の場を通して、3R活動や環境・ごみ問題の重要性を訴えていきます。

##### ③ 資源の分別の促進

資源化できるものを正しく分別し排出できるように、情報の提供や啓発を行います。

##### ④ 資源集団回収の促進

各種団体、自治会等が行う資源集団回収活動に対し、より一層積極的な側面援助を行い、ごみの減量と資源化の促進を図っていきます。

現行の資源集団回収活動を維持させるとともに、登録団体の拡大と育成を行い、このような運動を通じて住民のごみ処理問題等に対する意識の高揚を図っていきます。

#### (2) 事業者の3R行動の促進

##### ① 事業者への情報提供と啓発活動

事業者に対して3R行動に関する情報を提供し、実践する内容や取り組む意義などの理解を深めてもらうとともに、具体的な行動を促すように啓発活動を行います。

### 2 ごみ減量化の促進

#### (1) 住民による減量化への取組

##### ① 生ごみ等の減量化の促進

生ごみの水切り等による減量や、食品ロスの削減、生ごみの自家処理等についての情報を提供し、家庭での減量化への取組を促します。

#### (2) 事業者による減量化への取組

##### ① 適正処理による減量化の推進

資源化できるものを正しく分別し、適正な排出や処理ができるように、情報の提供や啓発・指導を行い、資源化・減量化を促します。

##### ② 生ごみ等の減量化の促進

飲食店等の食品関連業者に対して、生ごみの水切り等による減量や、食品ロスの削減、調理くず等の資源化等についての情報を提供し、減量化への取組を促します。

### 3 適正なごみ処理事業の推進

#### (1) 収集・運搬計画

住民のニーズに対応した効率的・経済的な収集・運搬体制の整備について、両市町と連携して検討を進めていきます。

#### (2) 中間処理計画

両市町と連携して、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

#### (3) 最終処分計画

中間処理施設等から排出されるごみの最終処分は、岩手町一般廃棄物最終処分場及び盛岡市玉山廃棄物処分場で埋立処分を行っています。両市町と連携して、施設の適正な維持管理と、適正処理の継続を図ります。

#### (4) ごみ処理広域化計画

「岩手県ごみ処理広域化計画」において、盛岡広域振興局管内の3市5町が県央ブロックとして位置付けられ、広域処理の推進が求められています。

平成23年1月に「県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会」が設立され、効率的なごみ処理や環境負荷の軽減を図るため、廃棄物の広域処理について検討を進め、「県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想」が平成27年1月に策定されました。

本組合の中間処理施設は、老朽化や耐用年数に応じた管理や整備が必要であることから、広域化基本構想との整合を図りながら、施設整備等の検討を進めます。